

## 第2分科会報告：EA21 事業者に役立つ審査 審査人のみなさんの思いは

エコアクション21 審査人 安田吉輝／三津野真澄／石野和幸

### 1. 審査事例報告：安田審査人

日本には代表的なマネジメントシステムとして、ISO9001、ISO14001とあります。それぞれ約20年たちました。いずれも2005～2007年の経済成長のピークを境にして下降または横ばいとなっています（図1）。このようなマネジメントシステムはどこかで頭打ちとなります。

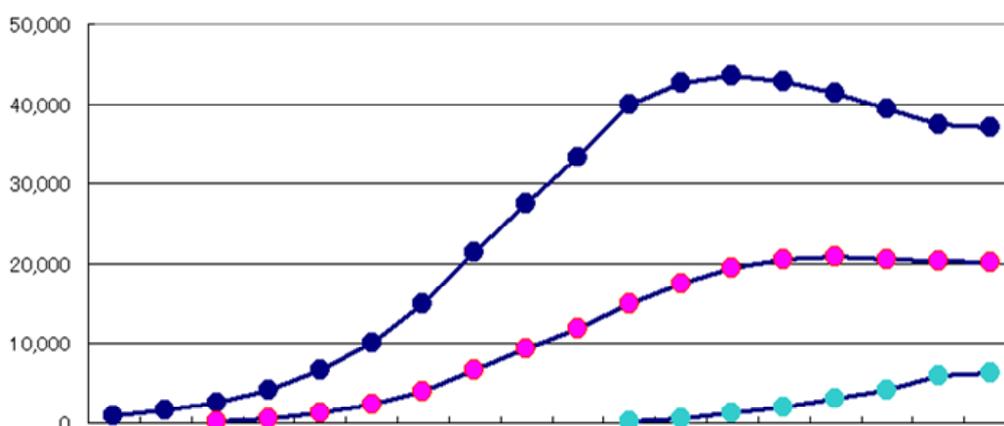


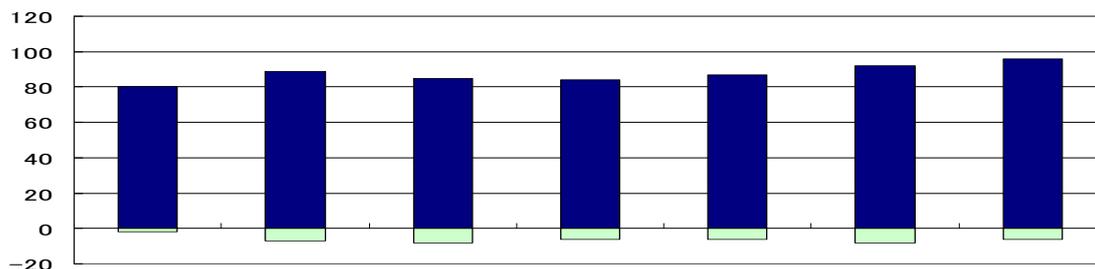
図1：取得事業者数推移

そこで、エコアクション21も今後さらなる発展をしていくためにはお客様、すなわち、事業者サイドに立ったEA21システムと審査のあり方、審査人の力量がポイントとなっていきます。

エコアクション21認証制度がスタートした当初は、石川県が主催した環境活動評価プログラムで80社が認証したこともありトップを走っていましたが今年の10月末では23位と中間に位置しています。

これは、毎年若干増加はするが取下げもほぼ同数発生する傾向があります。その取下げの要因として倒産と「いしかわ事業者版環境ISO」があります。このいしかわ事業者版環境ISOとは1万円で書類5枚程度提出、書類審査で認証し、県の公共事業の入札時経営審査点数の加点を与える制度であり、建設業者の乗り換わりが多く見られます。取下げ率は全国が10%に対して石川県は32%となっています（図2）。

## 石川県EA21認証事業所の推移



	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年 10月	合計
登録数	82	16	4	5	9	13	10	139
取下げ数	-2	-7	-8	-6	-8	-8	-8	-45
石川県合計	80	89	85	84	87	92	94	取下32%
全国合計	104	552	1,211	2,040	3,037	5,945	6,761	取下10%
全国順位	1位	1位	6位	9位	16位	20位	23位	

図 2 : 石川県 EA21 認証事業所の推移

事業者の思いを聞くためにアンケート調査を行いました。平成 23 年 5 月に新潟、富山、石川、福井の 4 県の EA21 認証事業者を対象に行いました。質問数は 18、回答状況は総数 277 事業者に対して回答数は 86 事業者、回答率は 31%でした。ここでは 3 項目を報告します。

(1) EA21 を認証しようとしたねらいについて上位 3 項目を選択してください。→ベスト 6

1. 企業のイメージアップ (48)
2. 省エネ、廃棄物削減と費用効果 (48)
3. 公共事業入札時評価点数の加算 (40)
4. 社員意識向上、スキルアップ (33)
5. 環境保護活動は必要 (28)
6. 経営効果、改善 (24)

(2) EA21 ガイドライン 2009 年版で本業目標の設定で仕事、経営効果をねらっているがどう思いますか。また環境活動レポートの充実（法規の順守評価、代表者による見直し等）を必須としましたが、どう思いますか。

○本業目標の設定

1. よいことと思う (37)
2. 文書・記録等の対応負荷が増えてよくない (23)
3. どちらともいえない (27)

## ○環境活動レポートの充実

1. よいことと思う (43)
2. 作成負担が増えてよくない (23)
3. そこまでやらなくてもよい (15)

(3) EA21 活動を行う中で悩みとか負担になっていることがありますか。→ベスト 6

1. 環境活動レポート作成が負担 (39)
2. 審査対応（書類作成と業務）時間不足 (27)
3. 従業員意識の盛り上がりがない (25)
4. 本業目標設定と対応方法、進捗管理等 (22)
5. 審査費用が負担 (22)
6. 紙、ごみ、電気 これでもいいのか (20)

アンケートに関しては事業者の規模、業種、取組年数により幅広い回答を予測していました。そして、回答内容に関しても予測したとおり必ずしも傾向を定める決め手はありませんでしたのでポイントのみの報告とします。

以下は「私の思い」ということで、安田審査人個人としての審査の考え方、審査の進め方を中心に報告します。まず、審査とは文字どおり審査であり、要求事項（システム）と実施運用（パフォーマンス）の状況を確認することです。指導とは判断基準以上に引き上げる、またはさらなる改善を促すことです。助言とは審査人自身が研鑽したり経験したりした中から情報を提供して改善事例を紹介、アドバイスをすることであると思っています。EA21 の審査においては初回の登録審査と 4 回目の中間審査ではおのずと審査、指導、助言の比率を変えていく必要があります。すなわち、登録審査時は審査にウェイトをおきます。4 回目は助言に軸足をおくことは当然です。

登録審査におけるポイントは、EA21 のガイドラインの要求事項（13 項目）が求める文書・記録そして環境活動レポートになっているかを詳細に確認することです。ほとんどの場合、書類の提出を求めても要求どおりの書類が期限までに提出されません。その場合、書類審査から現地審査までにキャッチボール（e-mail、電話等）を行います。現地審査ではガイドラインの要求事項をひろげて要点をお互いに確認しながら審査を進めていきます。そこで、整合しないところがあれば都度修正をし、終了までに対応してもらいます。したがって、審査当日対応できない項目が指導事項や推奨事項となります。

審査でのポイントは、

- (1) 現地審査における最初の 1 時間は EA21 の現状、審査の考え方、代表者インタビューで重要視しています。
- (2) 審査報告書（様式 1～9）は現地審査までに 95%作成しておくようにしています。とくに、様式 5 は審査のシミュレーションにもなり、かなり綿密に記入するようにしています。

- (3) 審査報告書のフォーマットは中央事務局のものはあくまでも参考として、独自で改善をして使用するようになっています。(様式 1、2、9 はエクセル原紙を紹介)

次は指導です。指導に関しては事業所の担当者が文書・記録、環境活動レポートの作成負担の軽減と業務の標準化、効率化を念頭におき指導してきました。以下、時間の許す限りエクセルフォーマットを紹介しました。

- (1) 環境負荷自己チェック表の改善です。現在、安田が使用しているフォーマットの改善ポイントは、3 年集計、二酸化炭素排出係数は 0.555 を継続使用、水は in と out を同一頁に、化学物質は調査手順のフロー、廃棄物はリサイクル率、埋立率の自動算出等の工夫をしています。
- (2) その他としてマニフェスト管理台帳、環境関連法規の業種ごと順守評価表、電気、軽油等の実績把握表の改善等を紹介しました。

3 番目は助言です。この助言に関しては一律行うものではありませんが、地球環境保護、法律等の情報提供により環境負荷低減活動の必要性を理解いただくようになっています。本日は地球温暖化の問題と廃棄物削減と再資源化の問題を紹介します。

日本は 1990 年の京都議定書で 20 年後には 1990 年比で 6%削減目標としました(図 3)。一時は大幅増のときがありましたが、2008 年のリーマンショックで景気が大きく低迷したことにより 2009 年には 6%削減となりました。2009 年には政権交代もあり鳩山総理大臣は 2020 年には 1990 年比で 25%削減を宣言しました。

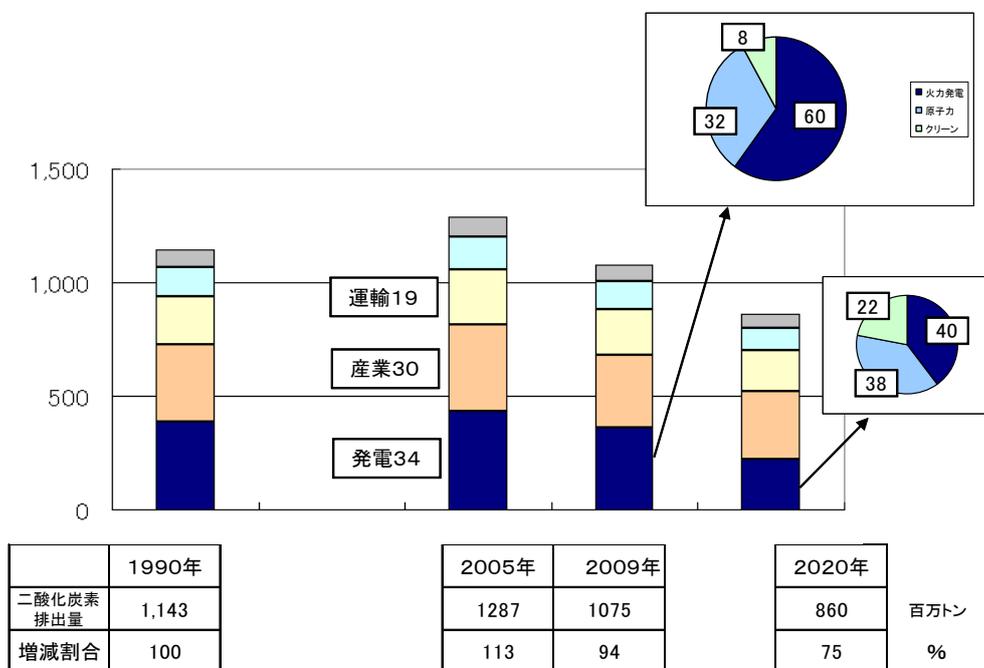


図 3：日本の二酸化炭素排出量の推移

そのときの施策のポイントは①エコポイント ②原子力発電 10 基増設とクリーンエネルギー

ギー増でありました。ところが、平成 23 年 3 月 11 日、東日本大震災が発生し、福島第 1 原子力発電所が大きな事故が発生しました。現在は日本の最優先課題となった東日本震災の復旧、復興、原子力対策であります。そこでエコアクション 21 に関係するのは、二酸化炭素排出係数が原子力発電の状況により変化していきます。この数値はリアルタイムに変わるものです。

次は日本の廃棄物の推移です。これも 1990 年から 20 年間の推移では量（4.5～4.7 億トン）の変化は見られません。これは国、自治体、企業、国民全体で取り組んできた成果と思います。

廃棄物は一般廃棄物対産業廃棄物は 1：9 であり 93%が減量、リサイクルされており 7%が埋立処分となっています。したがって、環境問題とは埋立による周辺環境の悪化と埋立場の容積逼迫です。そして、もう一つは 0.03%と量的には少ないが不法投棄です。

エコアクション 21 では廃棄物削減量を環境目標としていますが、この問題は量よりもリサイクル率とか埋立率を目標とするように指導しています。すなわち、建設業、産廃処理業で毎年量を減ずる目標の設定はあり得ません。

最後は本業に関する目標の設定に関してです。安田はこの表（図 4）で説明することになっています。

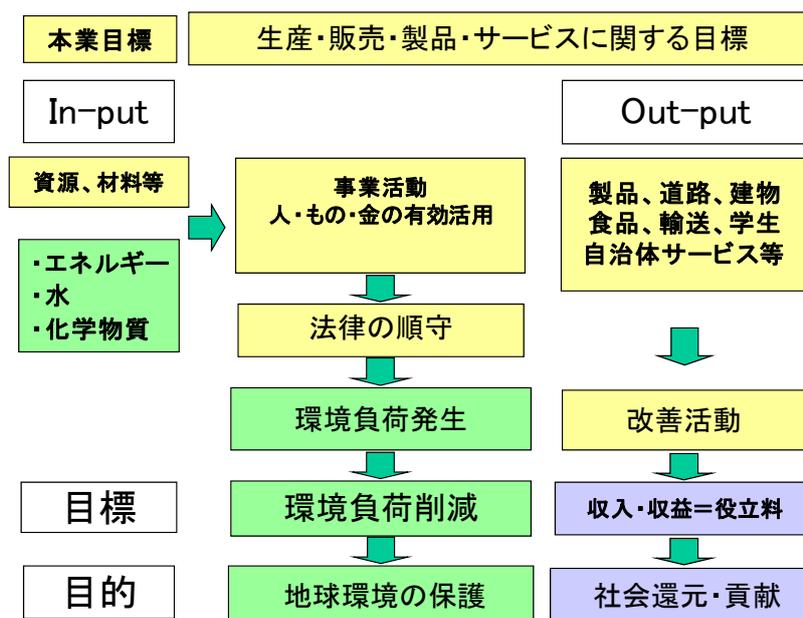


図 4：事業活動と環境負荷削減活動

以上、まとめとしまして安田の EA21 審査の目標は審査終了時の帰り際「来年もよろしくお願いします」と言ってもらうことにしています。

## 2. グループ討議

グループ討議に際して、討議を円滑に活発にさせていただくために進行役と記録係をくじ引きで選んでいただきました。討議は審査全般を通じて問題点、悩み、相談、失敗事例、

成功事例、事務局への意見、注文等を各グループで選択して進行していただきました。

このグループ討議の60分はたいへん活気があり、白熱しているように感じました。

### 3. 発表と講評

#### (1) 第4グループの発表 高尾 清治審査人

- ・結論はでなかったが、文書ができていない事業者に対して手取り足取り教えるのがよいのか、それとも突き放すのがよいのか。
- ・審査人交代により新しい見方、知見でよいこともある。

#### (2) 第6グループの発表 稲葉 道子（地域事務局員）

- ・EA21ガイドラインは改定ごとに要求事項が多く厳しくなる。EA21は中小事業者対象のものではないか。
- ・中央事務局へのお願いとして、各種手続きを早く、審査様式半減、推奨事項の取扱いを明確に、環境活動レポートの差し替えが遅い。

#### (3) 第9グループ 島田 幸利審査人

審査人各自の審査ノウハウ、成功体験の紹介を行った。

- ・事前準備をていねいに行う。たとえば、受審審査事業所の内容、状況を調査する。
- ・環境関連法規等においては県の条例などは行政と連携をとることを重視している。
- ・小さなことでも褒めてあげ、プラスアルファの提言をすることになっている。
- ・審査人もPDCAのサイクルを回すとよい。

#### (4) 中央事務局 松田参与の講評

- ・EA21審査は7年目を迎えて審査人交代（4回交代）が多くみられるようになってきました。交代時に注意しないといけないことは、前任の審査人の審査を否定、批判しないことです。審査による改善成果を今後も引き継いでいくことを事業者の説明し、不安を抱かせないことが重要です。その上でさらなるパフォーマンスを上げるためには、別の視点からの審査も有効であることをわかっていただくことが必要です。審査人が変わっていても、審査の質は変わらないこと、審査を通じて事業者の役に立ち続けることを示すことで、信頼を得るのです。これも審査人に必要な力量です。
- ・EA21にはガイドラインがありそれに添って審査を行うのは当然ですが、それが優先しすぎて硬い審査、重い審査ではいけません。ある程度、受審事業者のレベルに合わせることも必要です。ガイドラインに書いてあるからといって、それを無理におしつけても本来のねらいである事業者の改善にはつながりません。柔軟性をもって、時には時間をかけて、審査人の想いを伝えていくことが大事ではないでしょうか。ルールはただ守ればよいというものではなく、状況に応じて生き生きとしたものにできるかが問われていると思います。